定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年七月四日

岡山県倉敷市大畠一六六六番地の二

株式会社下電ホテル

代表取締役　永山　久徳

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年七月四日

広島県福山市箕島町七三九九番地三五

関西工業株式会社

代表取締役　羽田　和弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である椎葉拓二郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年七月四日

東京都中央区湊三丁目一一番七号

Inspectorate Singapore Pte Ltd.

日本における代表者　椎葉拓二郎

限定承認公告

本籍埼玉県北本市本町六丁目二七三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　深井　茂

右被相続人は平成三十年一月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年六月二十五日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月四日

神奈川県川崎市麻生区片平二丁目一三番一六―四一二号

相続財産管理人　深井　桃代

限定承認公告

本籍大阪府松原市天美北五丁目一八七番地、最後の住所大阪府松原市天美北七丁目七番二三号

被相続人　亡　北田　勝弘

右被相続人は平成三十年三月十二日死亡し、その相続人は平成三十年六月二十二日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月四日

大阪市北区西天満六丁目八番一九号リーガル梅田ＥＡＳＴ一二階一二〇一号室

相続財産管理人寒川雅子

代理人弁護士　森下　弘

同　弁護士　森下　文恵

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年五月十日開催の通常総会において、出資一口の金額を十万円から二万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成三十年七月四日

茨城県神栖市溝口一六八一番地の一

神栖市建設業協同組合

代表理事　徳永　正克

訂正公告

平成三十年六月二十六日（号外第一三七号）掲載の第三十九期決算公告（枠組）中、「貸借その他の資産　28,763」とあるは「貸借その他の資産　28,736」の誤りにつき訂正します。

平成三十年七月四日

愛知県豊田市喜多町二丁目一六〇番地

株式会社ホテル豊田キャッスル

取締役社長　新井　利和

正誤

平成三十年三月二十二日（号外第五十八号）公布厚生労働省令第二十八号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令）（印刷誤り）

四七ページ表中改正後欄中終りから一三行目から六行目の

「二十五条の二十六　第二十五条の二十九　第二十六条　第二十七条　第三十二条において準用する第二十七条」

は

「第二十五条の二十一　第二十五条の二十六　第二十六条　第二十七条　第三十二条において準用する第二十七条」

の誤り。

四七ページ表中改正前欄中終りから一四行目から六行目の

「第二十五条の二十一　第二十五条の二十六　第二十五条の二十九　第二十六条　第二十七条　第三十二条において準用する第二十七条」

は

「第二十五条の二十一　第二十五条の二十六　第二十五条の二十九　第二十六条　第二十七条　第三十二条において準用する第二十七条」

の誤り。

ページ　段　行　誤　正

同日（号外第五十九号）公布厚生労働省令第三十号（介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令）（原稿誤り）

一三一　表中改正後欄中終りから一一　最初の　前欄中　一

（印刷誤り）

二四ページ終りから一三行目を削る。

六八ページ表中改正後欄中

「第三十四条の九第五項　都　市　は　書」

は

「第三十四条の十一第五項　都　市　は　書」

の誤り。

「第三十四条の九第五項　都　市　は　書」

一三二　二〇　第十三条　―　第二十三条

同日（号外第六十号）公布厚生労働省令第三十一号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）

五	表中改正後欄中終りから一一	3	第三十四条の十	八の二第一項第一号	第三十四条の十	八の三第一項第一号	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条
六	〃	4	第三十四条の十	八の二第一項第一号	第三十四条の十	八の三第一項第一号	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条
〃	〃	3	第三十四条の十	八の二第一項第一号	第三十四条の十	八の三第一項第一号	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条
〃	〃	2	第三十四条の十	八の二第一項第一号	第三十四条の十	八の三第一項第一号	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条
〃	〃	一〇	第三十四条の十	八の二第一項第一号	第三十四条の十	八の三第一項第一号	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条
〃	〃	三	第三十四条の十	八の二第一項第一号	第三十四条の十	八の三第一項第一号	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条
〃	〃	一一	第三十四条の十	八の二第一項第一号	第三十四条の十	八の三第一項第一号	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条
七	〃	3	第三十四条の十	八の二第一項第一号	第三十四条の十	八の三第一項第一号	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月四日付第一四五号九六

ページ●同日付政府調達第一二四号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）